



今年も残すところ 1 か月余りとなりました。

記念すべき 2020 年となるはずが世の中が一変した年になってしまいましたね。しかし、この苦境でこそ生まれた発見や絆も多かったのではないかと思います。

師走の忙しい時期ですが、体調管理を万全に静かな年の瀬を迎えましょう。

年末の節税対策

年末調整に確定申告と税務上の処理が続く季節です。年末に向け節税対策をピックアップしてみました。

まだ間に合う対策、来年に向けて検討可能な対策等、資金繰りが重要な今だからこそ検討してはいかがでしょうか。

【償却資産税】法人・個人事業主

・償却資産の課税事業者で、使う予定がない機械設備や備品等の資産がある事業者は廃棄処分をすることで今年の所得から未償却分を一気に控除することが可能です。償却資産税(不動産・車両以外の固定資産税・免税点 150 万円)は 1 月 1 日時点での資産の状況を確認して付加課税されるものなので、処分や売却をする予定がある場合は早めの処理をお勧めします。

地方自治体から 12 月末以後に届く償却資産税申告書の資産の内容を確認し、既に処分済みの資産等は除却とすることを忘れないようにしましょう。

・本誌でも何度か掲載させて頂きましたコロナの影響により事業収入が 30%以上減少している事業者様は固定資産税、償却資産税の減免制度を利用することが可能ですので、年内に弊所までご連絡ください。

【所得税】個人事業主・会社役員

・生命保険の加入は駆け込み節税の基本的な対策ですが、高額な保険料を損金にできる法人と違い、個人の控除額は最大で 12 万円なので、個人事業主が課税所得を大幅に減らすには小規模企業共済に加入することも視野に入れるとよいでしょう。小規模企業共済とは、個人事業者が事業の廃止時に掛け金に応じた共済金を受け取れる共済制度で、加入資格は以下となります。1 年間で最大 84 万円を所得から控除できます。

業種	従業員数	加入資格者
① 建設業・製造業・運輸業・宿泊業・娯楽業・不動産業・農業	20 人以下	個人事業主・会社役員
② 卸売業・小売業・サービス業(①を除く)	5 人以下	
③ 個人事業主の共同経営者		

【贈与税】個人

・贈与の 110 万円非課税枠(暦年贈与)

贈与は年間 110 万円までは課税されず、その限度額まで毎年贈与すれば将来の相続税の負担を大幅に減らすことができます。非課税枠を翌年に持ち越すことはできないので、今年贈与していないなら年内に利用を検討しましょう。

政府税制調査会では、この暦年贈与の仕組み自体を見直すという動きもでているため、今後は継続して使えなくなる可能性もあります。利用を検討している方は急ぎましょう。

・教育資金贈与の特例→最大 1500 万円までを非課税

・結婚・出産・育児資金の贈与の特例→1000 万円までを非課税

子や孫等の直系卑属に対するこれらの贈与の特例は年末にまとめる 2021 年度税制改正で延長することが検討されているものの、その際には金額の上限や適用要件等が厳格化される可能性が高く、現行の条件で適用できるのは 2021 年 3 月までとなっています。金融機関等とのやり取りもあり、こちらも適用を考えている場合は急ぎましょう。

知っとこ!「税務のマメ知識」

「扶養親族」とはどこまで?

扶養親族等の要件には「生計を一にする」ことが求められています。同居していない場合であっても、扶養する者から生活費等の提供があれば、生計を一にすると捉えることができます。

事業主は別居する扶養親族の確認のため、以下の書類の確認が必要になります。

国外居住親族【年末調整時以下の書類確認が必要】

→親族関係書類(戸籍謄本等)と
送金関係書類(通帳の写し等)

別居する国内居住親族

→送金関係書類の提出又は提示は義務ではない。
→独立の世帯として生計を営んでいる者に対する日常生活に必要な費用の一部を補助する程度の資金提供では「生計を一にする」関係にはならないが、日常生活に必要な費用の全部又はその主要な一部が送金より賄われている場合や、互いに日常生活に必要な費用を共同して負担し合う等、日常生活の資を共通にしていると認められる場合「生計を一にする」と判断することになります。

たとえば・・・

- ◆月々5万円のお小遣いを渡している⇒対象外
- ◆月々5万円の仕送りがないと生活できない⇒対象



今月のいろいろ「掲示板」

PCR検査は医療費控除の対象となるのか?!

新型コロナウイルス感染症に関する検査には大きく分けて「PCR検査」「抗原検査」「抗体検査」の3つがあります。

いずれの検査も医師等の判断により受けた場合の費用(初診料等除く)は、基本的に全額が公費で賄われているため自己負担額が発生しません。

一方で、陰性証明書等の取得目的で自費で各検査を受ける場合、それらは医療費控除の対象とはならない事に注意です。陰性証明書の発行費用も医療費控除の対象外となります。

◆事業に必要なものであれば会社や個人事業の経費とする事は可能なので、必要経費に計上しましょう。

◆一方で、自費で行ったPCR検査の結果陽性となり治療を受ける場合は、検査費用・治療費ともに医療費控除の対象となります。

マスク購入費用は医療費控除対象外

新型コロナウイルス感染症予防のためのマスクの購入費用は医療費控除の対象とはなりません。

医療費控除は

- ①医師等による診療や治療のために支払った費用
- ②治療や療養に必要な医薬品の購入費用 などとされています。

今月のあなたの運勢

✧血液型編✧

A型	B型	O型	AB型
いろいろな人から秘密の情報が集まるとき。 秘密を守りとおすことで、多くの人から信頼してもらえるはず。	周囲の雑音に惑わされることなく、一つのことにとことん集中できそう。短時間で多くの知識を習得することができるはずです。	いいか悪いかではなく、快か不快かで物事を判断するとうまくいくはず。どんなに困難を極めても、イヤな感じがなければ問題なしです。	これまで一生懸命頑張ってきたことを、周囲がようやく認めてくれそう。が、嫉妬や羨望的となるため、虚な態度を心がけましょう。



優経税理士法人

～(経済産業省認定)経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。